



2019年3月19日

一般社団法人シェアリングエコノミー協会
三井住友海上火災保険株式会社

シェアワーカー個人会員制度向け 「シェアワーカーのもしもに備える シェアって安心プラン」の提供を開始

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：原 典之）ならびに一般社団法人シェアリングエコノミー協会（代表理事：上田 祐司、重松 大輔、以下「協会」）は、5月1日から、「シェアワーカー^(※1)のもしもに備える シェアって安心プラン」の提供を開始します。

本プランは、協会が運営するシェアワーカー個人会員制度^(※2)（以下、「個人会員制度」）のベネフィット会員（有料会員）向けに、シェアサービス業務に関わるさまざまなリスクを補償する保険や、生活サポートサービスを提供します。協会による個人会員制度の創設を受けて両社が開発したもので、シェアワーカーのさまざまな不安やリスクをカバーする環境をご用意し、安心・安全な活動をサポートします。

三井住友海上と協会は、今後も、安心・安全なシェアリングエコノミー事業の推進に貢献していきます。

※1：シェアワーカーは、シェアサービス・プラットフォームを介して、スキルや労働を業務として提供し対価を得る人を指します。

※2：シェアワーカー個人会員制度「SHARING NEIGHBORS」は、協会がシェアワーカーのためのスキルアップ機会や、会員限定の福利厚生（有料）を提供する制度です。

1. 本プランの概要

協会が創設した個人会員制度向けに、保険商品や生活サポートサービスを提供します。

(1) 保険商品

民泊事業における部屋のオーナー等、シェアワーカーがサービス業務の遂行に起因して発生した万一の事故により、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。多様なシェアサービス業務の賠償リスクに幅広く備えるほか、会員の賠償資力の確保を通じて、シェアサービスの発注者や利用者にも安心を提供します。

補償内容	支払限度額 (1事故・期間中 支払限度額)	想定事例
業務の遂行により生じた賠償責任の補償	1億円	・シェアワーカーが自転車での配達中に通行人にぶつかり、ケガを負わせてしまった。
仕事の結果が原因となって生じた賠償責任の補償	1億円	・シェアワーカーがゲストに食事を提供した結果、食中毒を引き起こしてしまった。
受託財物（管理財物）の補償	100万円	・シェアオフィス等の借用施設の設備・備品を壊してしまった。
情報漏えいの補償	1,000万円	・シェアワーカーのパソコンがウイルス感染し、企業情報、個人情報を流出させてしまった。

※上記に加え、交通事故によるケガにより死亡または後遺障害が生じた場合に限り、死亡・後遺障害保険金を30万円までお支払いします。

(2) 生活サポートサービス

以下の日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。（無料）

相談内容	概要
健康・医療	健康・医療相談にお応えします。
暮らしの相談	暮らしのトラブル相談や暮らしの税務相談にお応えします。
介護	介護に関する情報提供や介護に関する悩み相談等にお応えします。
情報提供・紹介サービス	暮らしの情報提供や子育て相談(12才以下)等にお応えします。

2. 開発の背景

昨今、シェアリングエコノミーが急速に発展しており、その重要性はますます高まっている一方、日本において、個人のシェアサービス提供者が活躍できる環境整備は不十分な状況です。また、少子高齢化や人口減少等、地域の社会的課題解決や地域経済の活性化に向けて、シェアリングエコノミーの推進が期待されています。こうした中、三井住友海上と協会は、さらなる普及・促進や環境整備に取り組むべく、新たな商品・サービスの提供を開始します。

以 上